

宇治労政ニュース

就業から生活相談、生活再建までをワンストップでサポート

出張就労相談会 in 宇治市役所

宇治市役所では月に2回、「地域若者サポートステーション京都南」による出張就労相談会（予約制・無料）を実施しております。

「働きたいけど、どうしたらよいのかわからない...」、「学校を卒業後（中退後）の進路が決まらず悩んでいる」、「働きたいけど、コミュニケーションが苦手」、「人間関係のつまずきで退職しブランクが長くなってしまった...」など、働くことや働き続けることに不安があり、一歩踏み出せない方を支援しています。

令和6年度は、下記の日程で開催いたしますので是非ともご利用ください。

開催日の3日前までに、地域若者サポートステーション京都南又は宇治市産業振興課まで、電話で予約をお願いします。

（当日空きがあれば、予約無しでも相談可）

開催日

■ 令和6年	4月 8日（月）	4月22日（月）
■ 令和6年	5月 7日（火）	5月20日（月）
■ 令和6年	6月 3日（月）	6月17日（月）
■ 令和6年	7月 8日（月）	7月22日（月）
■ 令和6年	8月 5日（月）	8月19日（月）
■ 令和6年	9月 9日（月）	9月24日（火）
■ 令和6年	10月 7日（月）	10月21日（月）
■ 令和6年	11月 5日（火）	11月18日（月）
■ 令和6年	12月 2日（月）	12月16日（月）
■ 令和7年	1月14日（火）	1月27日（月）
■ 令和7年	2月 3日（月）	2月17日（月）
■ 令和7年	3月 3日（月）	3月17日（月）

時間

各日午前9時～午前11時30分

開催場所

市役所1階 市民交流ロビー

対象者

求職者とそのご家族



***地域若者サポートステーション（通称サポステ）**は、働くことに踏み出したい方とじっくり向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。

「出張就労相談会 in 宇治市役所」のお問い合わせ・予約

地域若者サポートステーション京都南 TEL：0774-54-5380（日・祝日を除く）

宇治市産業振興課 TEL：0774-39-9621（土・日・祝日を除く）

地域若者サポートステーション京都南による

就活セミナー & 個別相談会

地域若者サポートステーション京都南では、月に1回、宇治市産業会館に向向いて、就職・転職活動を行う方を対象に、簡単な手順で職業選択に役立つ適職診断（予約制・無料）を実施しています。

就職に関するキャリアの専門家（キャリアコンサルタント等）が、適職診断の結果をもとに、働く準備・就職支援プランをともに考えバックアップします。

令和6年度は、下記の日程で開催いたしますので是非ともご利用ください。

開催日

令和6年

4月22日（月）

5月20日（月）

6月17日（月）

7月22日（月）

8月19日（月）

9月24日（火）

10月21日（月）

11月18日（月）

12月16日（月）

令和7年

1月27日（月）

2月17日（月）

3月17日（月）

時間

各日午後1時30分～午後5時（1人約40分程度）

開催場所

宇治市産業会館3階 第1研修室

対象者

求職者とその家族

お申込み

地域若者サポートステーション京都南

TEL：0774-54-5380（日・祝日を除く）

各開催日直前の土曜日までに電話で申し込み

<問> 宇治市産業振興課

電話：0774-39-9621（直通）

E-mail：sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp



事業主の皆さまへ



令和6年1月から 両立支援等助成金に 「育休中等業務代替支援コース」が新設されました



育児短時間勤務を取得・利用する方の業務を代替する体制整備に対する支援を強化するため、中小企業事業主が周囲の労働者に手当等を支払って代替させた場合(1 手当支給等)、代替する労働者を新規雇用(または新規の派遣受入れ)した場合(2 新規雇用)を対象に支給するコースが新設されました。



【1. 手当支給等】

育児休業を取得した労働者や育児のための短時間勤務制度を利用した労働者が行っていた業務について、周囲の労働者に手当等を支払った上で代替させた場合に、支払った手当額に応じた額を支給

手当支給等(育児休業) 育児休業を取得する労働者の代替

手当支給等(短時間勤務) 育児短時間勤務を利用する労働者の代替



【2. 新規雇用】

育児休業を取得した労働者が行っていた業務を代替する労働者を新規に雇い入れた場合(新規の派遣受入れを含む)に業務を代替した期間の長短に応じた額を支給

新規雇用(育児休業) 育児休業を取得した労働者の代替

手 当 支 給 等	I 育児休業の代替	<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制整備経費 5万円 ※育児休業が1ヶ月未満の場合は2万円 ・業務代替手当 支給額の3/4【4/5】 <p>※手当の対象人数に関わらず支給総額を対象として計算。金額によらず上限 月10万円、12ヶ月まで</p>
	II 育児短時間勤務の代替	<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制整備経費 2万円 ・業務代替手当 手当の総額の3/4 <p>※手当の対象人数によらず、子が3歳になるまで(1年ごとの申請が必要) 上限月3万円</p>
新 規 雇 用	III 育児休業の代替	<ul style="list-style-type: none"> ・業務代替期間に応じ以下の額を支給。 7日以上 14日未満 9万円【11万円】 14日以上 1か月未満 13.5万円【16.5万円】 1か月以上 3か月未満 27万円【33万円】 3か月以上 6か月未満 45万円【55万円】 6か月以上 67.5万円【82.5万円】 <p>※【 】はプラチナくるみん認定事業主への加算・割増</p>

支給の上限

・ ・ ・ 合わせて1年度10人まで。初回の対象者が出てから5年間を上限
(ただし、初回の対象労働者が生じるまでにくるみん認定・トライくるみん認定を受けている事業主は令和11年3月31日までに合計50人まで)
同一労働者の同一の子の育児休業・短時間勤務については ・ ・ ・ いずれも1回限り
同一の子にかかる育児休業については と はいずれか一方のみが対象

対象となる休業・制度利用

育児休業中に休業取得者が就労している場合、短時間勤務中に制度利用者が時間どおりに勤務しなかった場合など対象期間から除外される場合あり
複数の機関に分割して2回以上の育児休業や短時間勤務制度を取得・利用している場合でも利用実績を合算できる可能性あり

既存制度との併用

育休中等業務代替支援コースは同一の育児休業について、既存の出生時両立支援コース(第1種)及び育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例以外)と併用可能

新設されたこのコースには助成金に以下の加算が設けられています。

1. 有期雇用労働者加算

対象制度取得者が有期雇用の労働者の場合に支給額に1人当たり10万の加算

2. 情報公表加算

自社の育児休業等の取得状況に関する情報を厚生労働省のホームページ「両立支援のひろば」で公表した場合支給額に1回限り2万円を支給

各要件の詳細、支給申請等については、厚生労働省ホームページをご参照いただくか
京都労働局 (助成金の申請先) 075 - 241 - 3211(代表)へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省 検索

【問】宇治市男女共同参画課
TEL: 0774-39-9377
danjokyoduou@city.uji.kyoto.jp



令和6年度 城南地域職業訓練センター 主な訓練講座のご案内

城南地域職業訓練センターは、令和6年度に訓練内容を大幅に見直し、各事業所さまの生産性向上に貢献する訓練に重点化します。主な講座のご案内をさせていただきます。年間を通して、従業員のみなさまのスキルアップにぜひお役立てください。

	講座名	注目ポイント	受付開始日	開催期間	開催曜日	開催時間	回数	定員	受講料
D X ・ I O T	NEW IT/パスポート・IT人材育成講座	ビジネス現場で求められるITスキルを学習し、IT/パスポートの合格に導きます！	3月28日(木)	5月7日～9月14日	火・土曜日	午後7時～午後9時	35回	10人	34,000円 別途要教材費
			8月26日(月)	10月5日～R7年2月18日	火・土曜日	午後7時～午後9時	35回	10人	34,000円 別途要教材費
	プログラム言語「Python3」初心者講座	Python3の基礎を丁寧に学べます	2月29日(木)	4月11日～5月13日	月・木曜日	午後6時30分～午後9時	8回	10人	23,000円 別途要教材費
	プログラミングと電子回路(基礎コース)	最新型Raspberry Piを使ってIoTの世界に触れ、深めていく一連の体系講座です	3月11日(月)	4月20日～7月27日	土曜日	午後2時～午後4時	12回	8人	33,300円 別途要教材費
	プログラミングと電子回路(応用コース)		7月29日(月)	9月7日～11月23日	土曜日	午後2時～午後4時	12回	12人	33,300円 別途要教材費
	プログラミングと電子回路(活用コース)		10月28日(月)	12月7日～R7年3月15日	土曜日	午後2時～午後4時	12回	12人	33,300円 別途要教材費
NEW Webデザイナー養成講座	Webサイトの制作から保守運用まで楽しく学習します！	4月6日(土)	5月16日～8月8日	月・木曜日	午後6時30分～午後9時	24回	10人	39,000円 別途要教材費	
パ ン コ ン	オフィスソフト 初級(ワード・エクセル)	一般的なPCスキルをまんべんなく学習します。学び直しにも最適！	7月10日(水)	8月19日～9月26日	月・木曜日	午後6時30分～午後9時	12回	10人	18,000円 別途要教材費
			8月14日(水)	9月24日～11月28日	月・木曜日	午後6時30分～午後9時	12回	10人	18,000円 別途要教材費
ビ ジ ネ ス ス キ ル	NEW ビジネス講座 ビジネス現場で必要なスキルを実践形式で学習する体系講座です。一通りの受講が最も効果的ですが、個別受講も可能！	あるあるで学ぶExcel仕事術 Excelでデータ分析に必要な統計手法 Power Point(資料作成とプレゼン技法) 日商PCプロフェッショナル認定資格対策	4月7日(日)	5月17日～6月7日	水・金曜日	午後7時～午後9時	6回	10人	10,500円 別途要教材費
			5月12日(日)	6月21日～8月9日	水・金曜日	午後7時～午後9時	13回	10人	20,500円 別途要教材費
			7月26日(金)	9月4日～10月9日	水・金曜日	午後7時～午後9時	10回	10人	16,000円 別途要教材費
			9月15日(日)	10月25日～R7年1月24日	水・金曜日	午後7時～午後9時	21回	10人	33,000円 別途要教材費
日 本 語	NEW 外国人技能実習生のための日本語教室	技能実習生が日本語を使用される場面や目的を踏まえ、「聞く」「話す」体験を多く積むことで無理なく日本語理解を向上させます。 年間4コースを予定し受講時期を選べます。受講時期等相談随時受付！	4月1日(月)	6月1日～9月7日	土曜日	午前10時～正午(12時)	12回	5人	10,000円 別途要教材費
				6月6日～8月22日	木曜日	午後6時30分～午後8時30分	12回	5人	10,000円 別途要教材費
				10月5日～2月1日	土曜日	午前10時～正午(12時)	12回	5人	10,000円 別途要教材費
				10月3日～12月19日	木曜日	午後6時30分～午後8時30分	12回	5人	10,000円 別途要教材費
簿 記	日商簿記検定3級試験対策講座	検定試験合格を目指して現役税理士が丁寧に学習をサポートします！	2月25日(日)	4月5日～6月4日	火・金曜日	午後6時30分～午後9時	17回	15人	27,000円 別途要教材費
			10月20日(日)	11月29日～R7年2月4日	火・金曜日	午後6時30分～午後9時	17回	15人	27,000円 別途要教材費
	日商簿記検定2級試験対策講座		8月14日(水)	9月25日～R7年2月3日	月・水曜日	午後6時30分～午後9時	30回	10人	48,000円 別途要教材費

★城南地域職業訓練センターの訓練に受講申込できる方は、京都府内で勤務している方又は勤務しようとしている方です。

★上記講座の申し込みは、受付開始日以降に受講料を持参の上、来館いただくか、
電話(0774-46-0688)・FAX(0774-46-0780)・メール(sentar@yonan.ac.jp)でお申し込みください。

【問】城南職業訓練センター
TEL:0774-46-0688

Refresh! もっと自分らしい働き方 休み方

新しい働き方・休み方を実践するために、年次有給休暇を上手に活用しましょう



働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（*1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（*2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春導入をご検討ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページの「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。くか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（*1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（*2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

宇治労政ニュースのメール配信ご希望の方は、

産業振興課までご連絡ください！！

発行 宇治市産業振興課

宇治市宇治琵琶 45 - 13

T E L : 0774-39-9621 (直通)

E-mail : sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp